

## 統計改革推進会議 統計改革調査部会の開催について

〔令和元年8月2日  
統計改革推進会議決定〕

1. 統計の体系的整備と個別統計の改善に関し、必要な調査を行い、統計改革を不断に継続するため、統計改革調査部会（以下「部会」という。）を開催する。
2. 部会の座長は、統計改革推進会議幹事会の座長が指名する。
3. 部会の構成員は、座長、各府省のEBPM統括責任者、総括統計幹事、各府省の統計幹事、内閣官房統計改革推進室長及び総務省統計委員会担当室長とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に部会への出席を求めることができる。
4. 部会の下に幹事会を開催する。
5. 幹事会は、座長が主宰し、幹事会の構成員は、座長が部会の構成員から指名する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に幹事会への出席を求めることができる。
6. 部会で行った調査の結果を踏まえ、効率的に統計の体系的整備と個別統計の改善を検討するため、座長は、必要に応じて部会の下に検討会を開催することができる。
7. 検討会の主査及び構成員は、座長が部会の構成員から指名する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、学識経験者、統計実務家その他の関係者に検討会への出席を求めることができる。
8. 部会、幹事会及び検討会の庶務は、内閣府及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
9. 前各項に定めるもののほか、部会、幹事会及び検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。